

化粧品類〈引火性液体・高圧ガス(スプレー缶)を含む非放射性物質のもの〉					
品目(種類)	持込み	お預け	数量		備考
			一容器あたり	1人あたり	
・ヘアケア用品:ヘアスプレー、ヘアトニック、育毛剤(液体、スプレー)、ヘアカラー、白髪染め、ブリーチ ・スキンケア用品:化粧水、洗顔フォーム、日焼け止め ・シェービングフォーム ・ネイルケア用品:マニキュア、除光液、ネイルアート用品 ・入浴剤、バスオイル ・マウスケア用品:洗口液 ・香水、オーデコロン ・アロマオイル ・制汗・清涼・冷却スプレー(衣料につけるものも含む) ・芳香・消臭・除菌・シワ取りスプレー(身体用、衣料・室内用) ※アルコール製除菌製品を含む ・家庭用洗剤(漂白剤・カビ取り剤は除く) ・洗浄液(コンタクト用、入れ菌用、かつら用、ジュエリー用、メガネ用、髭剃り用)	○	○	0.5ℓ 又は 0.5 kg以下	2ℓ 又は 2 kg以下 ※上記1人あたりの数量は、①化粧品類、②医薬品・医薬部外品および③スプレー缶の合計数量であること。	化粧品類とは、身体、身だしなみを手入れするために使用するもの、並びに、清涼、芳香、洗浄、消臭、除菌効果のある嗜好品。また、ガスが充填されたスプレーの場合は、噴射弁が偶発的に中身が漏れるのを防ぐためキャップ又は適当な方法(噴射弁が押されないような措置)で保護してあるもの ※漂白剤やカビ取り剤及び製品に「塩素系」や「混ぜるな危険」が表示されている洗剤は持込み・お預け不可 ※化粧品類において「スプレー」とは、ガスが充填されたエアゾールスプレー及び液体が充填されたミストスプレーを含む

医薬品・医薬部外品〈引火性液体・高圧ガス(スプレー缶)を含む非放射性物質のもの〉 ※1

品目(種類)	持込み	お預け	数量		備考
			一容器あたり	1人あたり	
・消炎鎮痛剤(液体、スプレー) ・虫さされ・かゆみ止め薬(液体、スプレー)、虫よけ(液体・スプレー) ・殺菌・消毒剤(液体、スプレー) ※アルコール製消毒製品を含む	○	○	0.5ℓ 又は 0.5 kg以下	2ℓ 又は 2 kg以下 ※上記1人あたりの数量は、①化粧品類、②医薬品・医薬部外品および③スプレー缶の合計数量であること。	ガスが充填されたスプレーの場合は、噴射弁が偶発的に中身が漏れるのを防ぐためキャップ又は適当な方法(噴射弁が押されないような措置)で保護してあるもの。
治験薬(開発途中の薬)	△	△	0.5ℓ 又は 0.5 kg以下	2ℓ 又は 2 kg以下 ※上記1人あたりの数量は、①化粧品類、②医薬品、医薬部外品および③日用品・スポーツ用スプレーの合計数量であること。	ここでの治験薬とは、開発途中の薬をいう。 既に国から製薬の認可を受けている薬を治験目的で輸送する場合は「医薬品」として取り扱う。(旅客の申告) ■条件 ①「治験薬(治験)」という文言が記載された書類(任意フォーマット可)を所持していること。 ※任意フォーマットの場合は、製薬会社等の会社名で作成されたもの ※成分表は任意とする。 ※治験薬は、最終的に医薬品になるという前提で条件を満たせば輸送可能となるため、書類に成分表の記載があったとしても個々の物質(成分)についての確認は不要。 ②外装容器に放射性物質であることを示す「三つ葉マーク」が表示されていないこと。 ③航空法で定められた保安検査が実施できること。 ※液体の治験薬を機内に持込む場合は液体物検査の対象となるため、開被ができない場合は持込不可。

スプレー缶 (化粧品・医薬品・医薬部外品以外)

品目(種類)	持込み	お預け	数量		備考
			一容器あたり	1人あたり	
引火性ガス・毒性ガスを使用していないもので、圧縮ガス以外の危険性がないもの	○	○	0.5ℓ 又は 0.5 kg以下	2ℓ 又は 2 kg以下 ※上記1人あたりの数量は、①化粧品類、②医薬品・医薬部外品および③スプレー缶の合計数量であること。	噴射弁が偶発的に中身が漏れるのを防ぐためキャップ又は適当な方法(噴射弁が押されないような措置)で保護してあるもの。
・日用品・スポーツ用スプレー ※2 ・防水スプレー ・カーベットクリーナー ・ガラスクリーナー ・スプレーのり ・塗料スプレー ・食品用スプレー ・潤滑スプレー・静電気防止スプレー ・除塵スプレー ・スキー、スノーボードワックススプレー ・消火スプレー	×	×			
・防水スプレー及び静電気防止スプレー⇒防水スプレー、静電気防止スプレー衣類ケアスプレーは、化粧品と同様に身だしなみや身の回りを手入れするために常時携帯することが想定される商品に限り、上記「化粧品類」の規則を適用することができる。 ・コールドスプレー、テーピングスプレー、テーピンググリーマーベーススプレーは、怪我の治療、応急処置のために常時携帯することが想定される商品に限り、上記「化粧品類」の規則を適用することができる。 ・「スポーツ用」と記載があるものに関しても、化粧品と同様の使用をするものに関しては、上記「化粧品類」の規則を適用することができる。	○	○	0.5ℓ 又は 0.5 kg以下	2ℓ 又は 2 kg以下 ※上記1人あたりの数量は、①化粧品類、②医薬品、医薬部外品および③日用品・スポーツ用スプレー缶の合計数量であること。	日用品又はスポーツ用スプレーとは、ガスが充填され、一般的に家庭又はスポーツで使用するため小売店等で誰でも購入可能なもの。また、噴射弁が偶発的に中身が漏れるのを防ぐためキャップ又は適当な方法(噴射弁が押されないような措置)で保護してあるもの
熊よけスプレー、ベッパースプレー、催涙スプレー	×	×			刺激性又は無力化するスプレーのため不可
酸素缶	×	×			酸素又は空気が充填されたガスは、医療用で小型高圧容器に充填されたものに限られるため
パンク修理剤(スプレー)	×	×			
・上記以外のスプレー	×	×			

液体類						
品目(種類)		持込み	お預け	数量		備考
				一容器あたり	1人あたり	
酒類	アルコール度が24%以下のもの	○	○			非危険物小売販売されている容器に収納されていること (スキットル等水筒型のものに移し替えられているものは不可) ※消毒・除菌製品は、「①化粧品類」「②医薬品・医薬部外品」参照
	アルコール度が24%を超え70%以下のもの	○	○		5ℓ	小売販売されている容器に収納されていること (スキットル等水筒型のものに移し替えられているものは不可) ※消毒・除菌製品は、「①化粧品類」「②医薬品・医薬部外品」参照
	アルコール度が70%を超えるもの	×	×			※消毒・除菌製品は、「①化粧品類」「②医薬品・医薬部外品」参照
楽器用オイル(潤滑油)		○	○			
接着剤		×	×			引火点が摂氏60℃を超える液体状のものは輸送可
ペンキ・塗料、漂白剤、強力カビ取り剤、殺虫剤、塩酸、シンナー、ニス		×	×			
エタノール		×	×			※消毒・除菌製品は、「①化粧品類」「②医薬品・医薬部外品」参照
ホルマリン、クロロホルム		×	×			
引火性液体を使用したキャンプ用ガソリンランタン・オイルランタン・ガソリンストーブ		×	×			「燃料が入っておらず、かつ蓋が閉まっている状態」に限り、お預け手荷物のみ可能とする。 ※灯油ストーブなどは、構造が異なる為、対象外とする。 新品は、非危険物(梱包状態は問わない)
パンク修理剤(液体)		×	×			引火点が摂氏60℃以下の液体状のもの

電池・バッテリー その他・携帯用電子機器に使用する電池・バッテリー

品目(種類)		持込み	お預け	数量		備考	
				一容器あたり	1人あたり		
乾電池、ニッケル水素電池、ニカド電池(ニッカド電池)		○	○			非危険物	
リチウム金属電池	携帯型電子機器(本体)	リチウム含有量2g以下のもの	○	○			お預けの場合は、以下の措置をとること。 ・偶発的な作動や損傷を防止するための措置(強固なスーツケースへの梱包、衣類などによる保護など)をとること ・電源を完全に切ること
		リチウム含有量2gを超えるもの	×	×			
	上記機器の予備電池(モバイルバッテリー等、他の電子機器に電力を供給する目的のものを含む。)	リチウム含有量2g以下のもの	○	×			短絡防止の措置をとること。
		リチウム含有量2gを超えるもの	×	×			
	携帯型医療用電子機器(本体)(自動除細動器(AED)、噴霧器(Nebulizer)、持続陽圧力呼吸装置(CPAP)等)	リチウム含有量8g以下のもの	○	○			お預けの場合は、以下の措置をとること。 ・偶発的な作動や損傷を防止するための措置(強固なスーツケースへの梱包、衣類などによる保護など)をとること ・電源を完全に切ること
		リチウム含有量8gを超えるもの	×	×			
	上記機器の予備電池(モバイルバッテリー等、他の電子機器に電力を供給する目的のものを含む。)	リチウム含有量2g以下のもの	○	×			短絡防止の措置をとること。
		リチウム含有量2gを超え8g以下のもの	○	×		2個 ※上記1人あたりの数量は、リチウムイオン電池を使用した予備電池との合計数量であること。	短絡防止の措置をとること。
		リチウム含有量8gを超えるもの	×	×			
	靴	リチウム含有量0.3g以下のもの	○	○			
リチウム含有量0.3gを超えるもの		○	×			電池を取り外さない場合は機内持込みとし、電池を取り外す場合はリチウム金属電池の予備電池の規定に従うこと。	
リチウムイオン電池 (リチウムイオンポリマー電池を含む)	携帯型電子機器(本体) (携帯医療用電子機器(本体) (自動除細動器(AED)、噴霧器(Nebulizer)、持続陽圧力呼吸装置(CPAP)等を含む)	ワット時定格量160Wh以下のもの	○	○			お預けの場合は、以下の措置をとること。 ・偶発的な作動や損傷を防止するための措置(強固なスーツケースへの梱包、衣類などによる保護など)を執ること ・電源を完全に切ること ※リチウムイオン電池内蔵のヘアカーラー・ヘアアイロンは、「その他日用品/ヘアカーラー・ヘアアイロン」参照
		ワット時定格量160Whを超えるもの	×	×			
	上記機器の予備電池 (モバイルバッテリー等、他の電子機器に電力を供給する目的のものを含む。)	ワット時定格量100Wh以下のもの	○	×			短絡防止の措置をとること。
		ワット時定格量100Whを超え160Wh以下のもの	○	×		2個 ※上記1人あたりの数量は、リチウム金属電池を使用した予備電池との合計数量であること。	短絡防止の措置をとること。
		ワット時定格量160Whを超えるもの	×	×			
	靴	ワット時定格量2.7Wh以下のもの	○	○			
		ワット時定格量2.7Whを超えるもの	○	×			電池を取り外さない場合は機内持込みとし、電池を取り外す場合はリチウムイオン電池の予備電池の規定に従うこと。
燃料電池	電子機器内蔵(本体)	○	×				
	上記機器の予備カートリッジ (引火性液体、腐食性物質、液化引火性ガス、水素吸蔵合金または水反応性物質を含むもの)	○	○		2個	航空機内における燃料電池への燃料補給は、専用の予備カートリッジで補給する場合を除き、行わないこと。	

液体バッテリー(鉛蓄電池等)	漏れ防止型の鉛蓄電池を使用した携帯用電子機器本体	電圧が12V以下でワット時定格量が100Wh以下のもの	○	○		
		電圧が12Vを超え、ワット時定格量が100Whを超えるもの	×	×		
	上記の予備電池	電圧が12V以下でワット時定格量が100Wh以下のもの	○	○	2個	短絡防止の措置が行われていること。
		電圧が12Vを超え、ワット時定格量が100Whを超えるもの	×	×		
	漏れ防止型ではない鉛蓄電池		×	×		

電動車椅子または電動歩行補助車に使用されるバッテリー

電動車椅子または電動歩行補助車用バッテリー ※電動車椅子のサイズ等によってはお預かり出来ない場合がありますので、必ず事前に電話などで利用される航空会社にご連絡下さい。	リチウムイオン電池(リチウムイオンポリマー電池を含む)	本体に組み込まれたバッテリー	×	○		取り外したバッテリーは、短絡防止の措置を行い持込みのみ可。
		予備電池(ワット時定格量160Wh以下のもの)	○	×	2個	短絡防止の措置が行われていること。
		予備電池(ワット時定格量300Wh以下のもの)	○	×	1個	短絡防止の措置が行われていること。
		予備電池(ワット時定格量300Whを超えるもの)	×	×		
	液体バッテリー(鉛蓄電池等)	本体に組み込まれたバッテリー	×	○		取り外したバッテリーは、短絡防止の措置を行いお預けのみ可。
		予備電池	×	○	1個(防漏型のものに限る)	

ライター・マッチ・着火具

品目(種類)		持込み	お預け	数量		備考	
				一容器あたり	1人あたり		
喫煙用	オイルライター	吸収剤(綿)なし(オイルタンク式ライター)	×	×			
		吸収剤(綿)入り					
	ガスライター	○	×	小型かつ携帯型のものいずれか1個		身につけて機内へ持ち込むこと。 リチウム電池が含まれている場合は、以下の要件に該当すること。 ・リチウム金属電池にあってはリチウム含有量が2g以下のものであり、リチウムイオン電池にあってはワット時定格量が100Wh以下のものであること。 ・予備の電池は短絡防止の措置がされていること。 ・機内において充電しないこと。 ・熱が発生する部分が不測の作動をしないよう措置されていること。	
	電子ライター						電熱式、プラズマ式
	安全マッチ						
	万能マッチ(Strike anywhere matches)	×	×				
喫煙用以外のマッチ		×	×				
喫煙用以外の着火具		×	×				
ライター用燃料		×	×				
ライター用燃料		×	×				

酸素ボンベ・ガス類

品目(種類)		持込み	お預け	数量		備考
				一容器あたり	1人あたり	
酸素ボンベ(空気ボンベ)	医療(援助)用	○	○	5kg		小型容器に弁及び調整機が充填されている場合は、不測の作動を防止するように措置すること。
	上記以外	×	×			ガスの残留がないものはお預け可。
ガスシリンダー	機械義肢用	○	○			
	膨張式救命胴衣(海難救助用、オートバイ用等)	胴衣(本体)	○	○	2個(救命胴衣1個あたりシリンダー2個付)	・不測の作動を防止するように措置すること。 ・人が着用して使用するものに限る。
		予備シリンダー	○	○	救命胴衣1個あたり2個	・胴衣に装着している2個に加え、予備のシリンダーも胴衣1個あたり2個まで持込み・お預けが可能 ・予備のシリンダーのみは持込み・お預け不可
	膨張式救命胴衣以外の装置に用いられる引火性ガス、毒性ガスが使用されていない小型のガスシリンダー(ガスシリンダーを使用する美容器具、炭酸水製造器、自転車用携帯ポンプ(空気入れ)、ビールサーバー等)	一容器あたり50ml以下のもの	○	○	4個	参考:炭酸ガスの場合、50mlは28gと同等
一容器あたり50mlを超えるもの		×	×			
ガススプリング(車椅子用)		○	○			※ガススプリング付電動車椅子のサイズ等によって機内持込み出来ない場合がありますので、事前に利用される航空会社にご確認下さい。
キャンプ用カセットコンロ・ガスバーナー(本体)		○	○			ガスの残留がないもの。
カセットコンロ・ガスバーナーのガスボンベ		×	×			
消火器		×	×			

火薬類

品目(種類)		持込み	お預け	数量		備考
				一容器あたり	1人あたり	
弾薬		×	×	総重量5kg(包装込)		自己の手荷物に他人の当該物件を入れてはならない。施錠が可能な頑丈な容器が必要。
薬莢キーホルダー、薬莢ネックレス(キーホルダーやアクセサリとして加工されているもの)		○	○			非危険物
花火、クラッカー、発煙筒		×	×			

その他日用品						
品目(種類)	持込み	お預け	数量		備考	
			一容器あたり	1人あたり		
ヘアカーラー・ヘアアイロン	コンセント式 * モバイルバッテリー等から給電するものを 含む	○	○			非危険物
	電池式(リチウムイオン電池) * ワット時定格量が160Wh以下のもの	×	×			本体からリチウムイオン電池を取り外すことができる場合は、持込み・お預けともに可。ただし、本体から電池が取り外されていること、取り外したリチウムイオン電池と予備電池は短絡防止の措置を行い、持込みのみ。(お預け不可)
	上記以外の電池	×	×			本体から電池を取り外すことができる場合は、持込み・お預けともに可。ただし、本体から電池が取り外されていること、取り外した電池は、短絡防止の措置を行うこと
	ガス式 * 炭化水素ガスが充てんしてあるものであ って、熱源部には安全カバーが取り付けら れているもの	○	○		1個	液体物持込制限により、国際線においては1ℓ以下のジッパー付無色透明袋に入らない場合は、持込み不可。 充てん用の予備の炭化水素ガスカートリッジは持込んではならない。
ヘアカーラー・ヘアアイロン用詰め替えガス	×	×				
半田ごて・グルーガン	コンセント式 * モバイルバッテリー等から給電するものを 含む	○	○			非危険物先端が著しく尖っているものは持込不可
	電池式(リチウムイオン電池) * ワット時定格量が160Wh以下のもの	×	×			本体からリチウムイオン電池を取り外すことができる場合は、持込み・お預けともに可。ただし、本体から電池が取り外されていること、取り外したリチウムイオン電池と予備電池は短絡防止の措置を行い、持込みのみ。(お預け不可)先端が著しく尖っているものは持込不可
	電池式(上記以外の電池)	×	×			本体から電池を取り外すことができる場合は、持込み・お預けともに可。ただし、本体から電池が取り外されていること、取り外した電池は、短絡防止の措置を行うこと先端が著しく尖っているものは持込不可
	ガス式 * 炭化水素ガスが充てんしてあるもの	×	×			
スキューバーダイビング用ライト	リチウムイオン電池 * ワット時定格量が160Wh以下のもの	○	○			本体からリチウムイオン電池を取り外すことができる場合は、持込み・お預けともに可。ただし、本体から取り外したリチウムイオン電池と予備電池は短絡防止の措置を行い、持込みのみ。(お預け不可)
	上記以外の電池	○	○			熱を発生する部分と電池を分け、電池は短絡防止等の措置が講じられていること。
スキー・スノーボード用ワックス・ワックスリムーバー	固形	○	○			
	液体・ペースト	×	×			引火点が摂氏60℃を超える液体状のものは輸送可。
	スプレー(ガス)	※③「スプレー缶」参照				
雪崩救難用バックパック	雪崩救難用バックパックに使用される火薬の 含有量は200mg以下のもので、圧縮ガスは、 引火性ガスも毒性ガスも使用していないもの に限る	○	○		1個	誤作動が生じないように包装され、かつバックパック内のエアバッグが圧力開放弁を有するもの。 当該物件は、手荷物に収納すること。
ドライアイス	生鮮食品など非危険物のものを冷却するた めに用いるもの	○	○		2.5kg	炭酸ガスを放出する構造の容器に入っていること。
	上記以外	×	×			
炭及び活性炭	燃焼用のもの	×	×			国連試験により危険性がないことが証明されているものは輸送可。
	浄化、浄水用のもの	○	○			製品として加工されているものに限る。
水銀気圧計・水銀温度計		○	×			水銀を浸透しない内張り又は袋を有し、かつ、十分な強度を有する容器に入れたもの。 当該物件は、持込み手荷物に収納すること。 気象庁又はこれに順ずる機関の人が携行する場合に限る。
水銀医療用体温計		×	○		1個	個人用で保護箱に入れてあるもの
磁石	家庭用	○	○			非危険物
	業務用(大型磁石)	×	×			
臓器・組織・細胞など	移植用 日本臓器移植ネットワークまたは日本臓 器移植学会による「移植用臓器」、 さい帯血バンクによる「さい帯血」、 骨髄移植推進財団による「骨髄液」 日本骨髄バンクによる「末梢血幹細胞及び ドナーリンパ球」 血友病患者による「血液製剤」 移植用(上記以外)	○	○			「各種運搬証明書」が必要
	研究、検査用	×	×			「病毒を移しやすい物質」に該当しなければ輸送可。
	上記以外	○	○			上記以外は、「内容物証明書」が必要
心臓ペースメーカー、その他体内に埋め込まれた又は体外に取り付けられた医療装置 (放射性物質又はリチウムを使用した電池で作動するもの)		○	×			
スポーツ用球技ボール		○	○			
くん煙式殺虫剤		×	×			
電子たばこ		○	×			予備の電池は、短絡防止の措置が行われていること。 機内で充電をしないこと。
瞬間冷却バック		×	×			硝酸アンモニウム等の危険物に該当するものが入っていない場合は輸送可。
空間除菌製品		×	×			亜塩素酸ナトリウム水溶液等の危険物に該当するものが入っていない(発生しない) 場合は輸送可。
刀剣類						
刀(日本刀、中国刀、西洋刀など)		×	○			プラスチック製のもので、一見してもちや等武器として使用できないものは持込可 能
あいくち、飛び出しナイフ		×	○			

ナイフ類					
ナイフ	×	○			バターナイフのような先端が鋭利でなく、凶器にならないと判断されるものは持込可能
ペーパーナイフ	×	○			先端が鋭利でなく、凶器にならないと判断されるものは持込可能
手術用メス	×	○			医療用(外科、眼科、歯科、その他)のものも持込不可
剃刀	×	○			T字型剃刀や化粧用の小さな(まゆ毛用)剃刀は持込可能電動剃刀(電動シェーバー)は持込可能
はさみ	×	○			先端が尖っていないもので刃体6cm以下であれば持込可能小さな眉毛きりはさみや鼻毛きりはさみ等の化粧用はさみ、携帯裁縫セットのはさみも持込可能
幼児用はさみ	×	○			明らかなおもちゃは持込可能
ツールナイフ(多機能折りたたみナイフ)	×	○			構成品に機内持込制限品に該当するものが含まれていない場合であっても、一見して脅威を抱かせる形状をしているため持込不可
カッター等					
カッター	×	○			NTカッターなど
葉巻カッター(はさみ式)	×	○			先端が尖っていないもので刃体6cm以下であれば持込可能
葉巻カッター(ギロチン式)	×	○			本体と刃の部分が外れないものは持込可能
シートベルトカッター	×	○			本体と刃の部分が外れないものは持込可能
鉄砲類					
銃砲	×	×			
空気銃、BBガン、スターターピストル	×	○			
玩具銃(幼児用プラスチック製)	×	○			材質の強度、形状を考慮した上で明らかに危険性がないと判断されるものは持込可能
鉄砲類の部品	×	×			複数旅客が部品を分けて持ち込み、機内で組み立てる可能性があるため持込不可
発射体類					
スリングショット(パチンコ)	×	○			一見しておもちゃと判るものは持込可能
弓矢、ボウガン	×	○			
武具、護身用具等					
特殊警棒	×	○			
ヌンチャク、メリケンサック	×	○			
十手	×	○			一見しておもちゃなど武器として使用できないものは持込可能
スポーツ用品、運動器具、介護用具等					
ゴルフクラブ	×	○			ヘッドのみであれば持込可能プラスチック製のもので、一見しておもちゃ等凶器として使用できないものは持込可能
バット	×	○			プラスチック製のもので、一見しておもちゃ等凶器として使用できないものは持込可能
アイススケート靴	×	○			
バトン	×	○			リレー用やバトントワリング用で60cm以下のものは持込可能
スキー、スノーボード	×	○			60cm以下のショートスキーは持込可能
スキーストック	×	○			畳んだ状態で60cm以下のものは持込可能。但し、先端に尖った金属(キリ状)が取り付けられているものは持込不可体が不自由で、ステッキの代わりとして使用し、先端が尖った金属(キリ状)が取り付けられていないものは60cmを超えるものであっても持込可能
登山用ストック	×	○			畳んだ状態で60cm以下のものは持込可能。但し、先端に尖った金属(キリ状)が取り付けられているものは持込不可体が不自由で、ステッキの代わりとして使用し、先端が尖った金属(キリ状)が取り付けられていないものは60cmを超えるものであっても持込可能
金剛杖(巡礼、登山用)	×	○			
テニスラケット	○	○			
ステッキ、添木その他義手、義足類	×	○			長さ60cm以下のものは持込可能体が不自由で、旅客自身で使用するものは60cmを超えるものであっても持込可能
棒状のもの					
鉄棒・鉄パイプ、木刀、竹刀	×	○			
三脚、一脚	×	○			畳んだ状態で長さ60cm以下のものは持込可能
昆虫採取用又は釣用タモ	×	○			畳んだ状態で長さ60cm以下のものは持込可能木製やプラスチック製のもので、凶器にならないと判断された場合は持込可能
釣り竿	×	○			畳んだ状態で長さ60cm以下のものは持込可能木製やプラスチック製のもので、凶器にならないと判断された場合は持込可能
旗竿	×	○			長さ60cm以下のものは持込可能。但し、先端が尖っているものは持込不可先端が尖っていないプラスチック製のものは60cmを超えるものであっても持込可能
道具類、工具類					
大工道具類(ハンマー、大型バール、キリ)	×	○			
工具類(ドライバー)	×	○			全体の長さ15cm以下かつシャフトの長さ6cm以下のものは持込可能(グリップ部分とシャフト部分が外せるタイプの場合は装着して計測する)
工具類(スパナ、レンチ、バール)	×	○			長さ15cm以下のものは持込可能
工具類(携帯用の小型セット)	×	○			アイスピック、キリ状の物が含まれていないものは持込可能

工具類(電動ドライバー、電動ノコギリ、ブローランプ)	×	○			
工具類(ドリル)	×	○			電動100V以上、電池式、充電式を含む
木槌、小槌	×	○			長さ15cm以下のものは持込可能
棒状のヤスリ類	×	○			長さ15cm以下のものは持込可能
ノギス	○	○			
	○	○			
先端が著しく尖っている物					
アイスピック、ピックル	×	○			
ダーツの矢	×	○			先端に金属製のキリ状のものが付いていないものは持込可能
沖縄かんざし(ジューファー)	×	○			木製やプラスチック製のもので、凶器にならないと判断された場合は持込可能
釘	×	○			長さ6cm以下のものは持込可能
注射針	×	○			機内で医師又は看護師が医療行為のために使用する場合は持込可能
自己使用注射針	○	○			医師から処方された在宅自己注射対象薬剤(インスリン製剤、インターフェロン製剤、アドレナリン製剤等)を投与するために使用する場合は持込可能
血糖値測定用採血針	○	○			
裁縫針、安全ピン	○	○			
傘	○	○			旅客自身が使用する通常の傘は持込可能。但し、先端が鋭利など凶器となり得ると判断したものは持込不可
サムライアンブレラ	×	○			
その他					
ツールナイフ(多機能折りたたみナイフ)型、手裏剣型の物品(例:USB媒体、ライター等)	×	○			一見して脅威を抱かせる形状をしているため持込不可ライターについてはお預け手荷物として預けることも不可
おの、なた、のみ、彫刻刀、大工道具類(ノコギリ)	×	○			
ドリルの刃	×	○			他のものと組み合わせて使用される可能性があるので持込不可
野菜スライサー	×	○			本体と刃の部分が外れないものは持込可能
ピーラー(調理器具)、缶切り	×	○			刃が外を向いておらず、本体と刃の部分が外れないものは持込可能
ペットボトルオープナー	×	○			刃の外せないものは持込可能
手裏剣・手裏剣型キーホルダー	×	○			木、プラスチック製などの明らかなおもちゃは持込可能刃の部分が鋭利で凶器として使用される可能性があるものは持込不可
爪切り	○	○			甘皮切りの小型ナイフが装着されているものは、持込不可
手錠、スタンガン	×	○			
ワインオープナー	×	○			ナイフの付いていないもの(螺旋状のものを含む)は持込可能。但し、凶器となり得ると判断した場合は持込不可
パイプ喫煙用清掃用具	×	○			本体にはパイプ内部に溜まったヤニを削り取る「カーボンカッター」が付いており、カミソリより刃が硬く丈夫なため持込不可
ピンセット	×	○			先端が丸みをおびており強度がないものは持込可能

接着剤・液体・薬剤等については製品の輸送安全性を証明するものとして製造者の発行する SDS Safety Data Sheet を取り寄せ予めご相談ください。

※1 【医薬品・医薬部外品の解釈】

原則、「医薬品」「医薬部外品」の表示があるもの又は国から薬として認可を受けているもの(厚生労働省より製薬の認可がおりているもの)は、上記の医薬品の規則を適用することができる。身体に直接つける・つけないは問わない。

※別容器に移し替えている場合、旅客より「医薬品」の申告があった場合は「医薬品」として取り扱うことができる。(容器へのラベル貼付、証明書等の確認は不要)

※但し、殺虫剤は除く。

※2 【日用品・スポーツ用スプレーの解釈】

一般的に家庭又はスポーツで使用するもので小売店等で誰でも購入可能なスプレーは、上記の日用品・スポーツ用スプレーの規則を適用することができる。(旅客の申告)

「工業用」の表記があったとしてもこの解釈に該当するものは、上記の日用品・スポーツ用スプレーの規則を適用することができる。